

## コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書

農林水産省が昨年 12 月 27 日に発表した 10 年度産米の 11 月の相対取引価格は、全銘柄平均 60 キロ当たり 1 万 2630 円となり、新米が出回った 9 月から 3 ヶ月連続で最安値を更新しました。前年度比 15% 減で 2260 円も安く、底値が見えない米価下落に農業者は大きな不安を抱えています。

米価下落の大きな要因は、戸別所得補償制度そのものに米価下落誘発を制度として内包していることです。コメ農家が戸別所得補償のある分だけ業者から値下げを迫られているケースもあり、生産現場に混乱を招いています。

政府は、昨年末になりようやく集荷円滑化対策基金を活用した過剰米約 14 万トンを飼料米として処理し、主食用米の市場から隔離することを決めました。しかし、これだけでは一過性の対策に過ぎません。今年度行ったコメの戸別所得補償制度モデル事業自体をしっかりと検証することなく本格実施を行えば、農業者にさらなる不安と混乱を招くことになりかねません。

戸別所得補償制度は小規模農家支援を掲げながら、2011 年度予算案で一転して規模拡大加算を打ち出すなど矛盾も見えてきました。しかも、11 年度からの農業戸別所得補償制度の本格実施予定を前に、鹿野道彦農林水産大臣は通常国会への関連法案提出を見送る方針を示し、これまで「法案を提出する」としてきた民主党政権の歴代農相答弁を覆しました。

政府は農業者の不安を取り除くためにも方向性をしっかりと定めるべきであると考えます。よって、以下の点についてその実現を強く要望します。

### 記

1. 2010 年度のコメ戸別所得補償制度モデル事業を検証し、検証結果を早急に示すこと。
2. 大幅な価格下落時に支払われる変動部分を全国一律から、地域ごとの再生産価格を補償するなどの柔軟な制度に改めること。
3. 農業・農村の多面的機能を評価する直接支払制度を検討するとともに、生産者の手取りを増やす新しいビジネスモデルの研究を行うこと。

4. 農村の生活環境の改善，農地の確保や基盤整備，用水の確保や道路などインフラ整備を早急に実施・促進すること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 月 日

笠間市議会議長 柴沼 広

(意見書提出先)

内閣総理大臣，農林水産大臣